

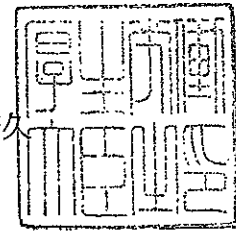


厚生労働省発老0308第2号
平成25年3月8日

社会保障審議会
会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣

田村 憲久



諮 問 書

(東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正並びに訪問看護サービスの人員基準の見直しについて)

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号）を別紙のとおり改正すること及び訪問看護サービスの現行の人員基準を維持することについて貴会の意見を求めます。

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、 設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案について

1. 特例措置の概要

東日本大震災の被災地における訪問看護の提供に関する一時的かつ特例的な取扱いとして、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成23年厚生労働省令第53号)を制定し、保健師、看護師又は准看護師の員数が常勤で一以上の訪問看護事業所であれば、市町村の判断により保険給付を可能とする特例措置を講じているところ。

2. 省令案の内容

- (1) 当該特例措置の適用地域について、現行は岩手県、宮城県、福島県全域とされているところを、宮城県石巻市、福島県南相馬市のうち指定訪問看護の確保が著しく困難な区域に限定することとする。
- (2) 当該特例措置の期限について、現行は平成25年3月31日とされているところを、平成25年9月30日までの間において厚生労働大臣が定める日とすることとする。
- (3) 平成25年4月1日時点で、宮城県石巻市と福島県南相馬市のうち指定訪問看護の確保が著しく困難な区域を除いた区域、岩手県一関市で事業を行っている者については、その時点でサービスが提供されている利用者に対して行われるサービスについて、平成25年9月30日又は利用者を他の介護サービスに移行させる日のいずれか早い日までの間、特例措置を引き続き適用させる経過措置を置くこととする。

3. 公布日・施行日

公布日：3月下旬

施行日：4月1日((2)は公布日)